

申請期限は
8月25日(火)
までです

「郵送」または「オンライン」での申請をお願いします 特別定額給付金(10万円)の給付について

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に町民の皆さんの家計の支援を行うため、「特別定額給付金」の給付を実施します。

申請手続きは、新型コロナウイルス感染拡大を極力抑える観点から、原則郵送またはオンラインによる申請とさせていただきます。

申請方法などについては下記をご覧ください、詳しくは、坂城町特別定額給付金専用電話または役場総務課総務係までお問い合わせください。

■給付の対象となる方

○令和2年4月27日(基準日)において、坂城町の住民基本台帳に登録されている方
(外国人のうち、短期滞在者や不法滞在者は対象外)

※基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも登録されておらず、かつ、基準日後初めて坂城町の住民基本台帳に登録されることになった方を含みます。

■申請方法・申請期限について

特別定額給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。世帯主の方に郵送された申請書に必要な事項をご記入いただき、あわせて、世帯主の本人確認書類と振込希望口座の通帳などの写しを添付して、8月25日(火)までにご返送ください。

☆申請に必要な書類 ・特別定額給付金申請書
・本人確認書類の写し(運転免許証など)
・振込希望口座通帳などの写し

申請期限
令和2年8月25日(火)

※マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、国の申請サイト(マイナポータル)上の特別定額給付金の申請画面から、必要項目を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードすることで電子申請をすることもできます。

■支給金額について

○世帯構成員1人につき、100,000円

■支給方法について

原則として、申請していただいた世帯主名義の金融機関等の口座に、世帯全員分の額を一括して振り込みます。

特別定額給付金の支給を装った詐欺にご注意ください！

町から問い合わせをすることもありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のための手数料の振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話などがありましたら、下記までお問い合わせいただくか、警察にご相談ください。



◎問い合わせ先 ・坂城町特別定額給付金専用電話 ☎75-5811
・総務課総務係 ☎82-3111(内線212) 直通75-6210
(どちらも土日祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで受付)

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち
すメール

—— 配信情報 ——

災害・防災情報 町からのお知らせ
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード